

県税からのお知らせ

11月は個人事業税第2期分の納期です。

8月にお送りした納付書により、納期限（11月30日（木））までにお近くの金融機関等で忘れずに納めてください。

埼玉県の個人事業税は、令和5年4月から、地方税統一QRコード（eL-QR）の導入により納税方法が増えました。

スマートフォン決済アプリは、バーコードを読み取り納税できる6アプリ（PayPay、LINE Pay、PayB、au PAY、ファミペイ、楽天銀行アプリ）に加え、d払いや楽天ペイなど納付書に印字されているeL-QRを読み取り納税できるアプリが増えました。

また、地方税お支払サイトから、クレジットカードやインターネットバンキングなどの方法で納税することも可能です。

なお、自動車税事務所の4支所（大宮、熊谷、所沢、春日部）で、窓口での現金による納税の受付は令和5年3月末で終了しました。令和5年4月からは、スマートフォン決済アプリ、コンビニエンスストアでの納税などをご利用ください。

納税が困難な場合は、お早めに県税事務所へご相談ください。

また、個人事業税の納税には、口座振替をご利用いただけます。お申込みの手続は、納税通知書に同封されているハガキで行うか、お近くの県税事務所へお問合せください。簡単に行うことができますので、是非ご利用ください。なお、利用開始手続に2か月程度要するため、これから手続をしていただくと、令和6年度からのご利用となります。

個人事業税について詳しくは、お近くの県税事務所又は県税務課（電話048・830・2664）へお問合せいただくか、県税務課ホームページ「くらしと県税（URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-2-4.html>）」をご覧ください。

